

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館、河東公民館、北会津地区学校給食センター、河東地区学校給食センター、会津若松学校給食センター）
- 2 監査の期間 平成 27 年 4 月 6 日（月）～平成 27 年 7 月 31 日（金）
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 27 年 6 月 2 日（火）
備品調査日 平成 27 年 6 月 15 日（月）
対面監査日 平成 27 年 6 月 25 日（木）
- 4 監査対象期間 平成 26 年度
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事業の管理、業務処理の方法等
 - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施

した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められた。

なお、事務処理上留意すべき点等については、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○ 第四中学校校地南側防球ネット改修工事の支柱及び根かせの設計条件について

【教育総務課・区画整理課】

第四中学校校地南側防球ネット改修工事 工事費 26,310,960 円

(改善すべき事項)

ア 設計風速にかかる関係法令等に基づく設計条件を設計図書に明示

当該工事は、強風により支柱が転倒したり、防球ネットが損傷することのないよう、設備上の安全確保が重要であり、建築基準法施行令第87条に基づき国土交通大臣が定める地域別風速を基準（会津若松市は区分〈1〉風速30m/S）により、風圧力に耐える構造にする必要がある。

設計図書作成については、福島県土木部制定の土木設計マニュアルの設計図面記載要領において、構造図の一般図に設計条件を記載するものとなっているが、今回の工事発注にあたっては、設計条件とすべき基準風速値及び支柱基礎部の土質種別があらかじめ設計図書に明示されていないため、使用する支柱等の設計部材としての適格性を確認できない設計内容となっていた。

本工事に使用された構造上重要な支柱については、結果的に強度上の問題はないと判断したが、受注者においては、契約条件の基本となる市側の設計条件明示を事前に協議することなく、工事着手後にメーカーからの資材承諾手続き時点において強度計算等を確認されていることも問題である。

イ 根かせの設計変更の明確化

根かせ※（当初設計長さ1.5m×幅0.3m）にあつては、強度計算に基づいた安全率の比較検討等を根拠に変更の理由を明確にする必要があるが、今回は資材の入手が困難であるとの受注者側からの後追い協議により、根かせを長さ1.2m×幅0.24mに寸法を縮小した部材への設計変更を行ったものであり、このような変更理由及び変更手続は妥当ではない。

※ 根かせとは、支柱の転倒や傾斜を防ぐため、支柱の地中部分に取り付ける支持材

上記の2点については、当初の設計段階で基礎的な設計条件を示さなければ、工事完成後において構造上の設計不備との指摘にもつながりかねない事案であり、設計図書作成及び発注後の施工管理に適正を欠いたものと判断される。

土木工事は、個別に設計された様々な目的を、個々に異なる現地条件と環境条件のもとで築造しなければならない特性を有していることから、今後において、あらかじめ

め設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。

また、発注者と受注者間において、施工管理を行う上で極力、疑義を生ずることのないよう、設計積算にあたっては、必要な条件明示をするよう徹底されたい。

○ 歴史資料調査研究業務委託の契約事務の適正化について【文化課】

歴史資料調査研究業務委託 委託料 5,450,509 円

(改善すべき事項)

ア 予定価格積算の是正

当該契約事務において、予定価格積算は「一式」とされており、費目別内訳が全く示されておらず不適切である。

契約を行うにあたっては、予定価格を仕様書に基づき作成することとなるが、積算が適正かつ合理的かを評価するためにも費目別内訳は必要であり是正されたい。

予算作成時の積算根拠があるとのことであったが、用途を異にするものであり、契約時に仕様書と連動した予定価格積算明細が必要である。

イ 仕様の不明確さの是正

契約書と一体となっている仕様書は、市が求める役務提供の内容を具体的に定めることに目的と役割がある。

本件仕様書では、業務内容を大別すると、貴重資料の解読や展示すべき歴史資料の選定など専門的知識と経験を必要とする作業のほか、資料整理や種々の庶務など運営実務、さらに平成26年度は新規に歴史資料センターの日常管理があるが、業務の実際との乖離など仕様のあり方として問題点が3点あった。

(ア) 人員配置として歴史資料センターに1人の常駐を求めているが、年度内の仮オープンによって途中から2人体制となっている。

(イ) 専門的作業について、業務内容、業務量、完成度、日当と文書解読指導報償費の定義、支給額、及び支給要件等の記載がない。

(ウ) 事務費として認める範囲、条件等の記載がない。

これらは、市が具体的に示しておらず、契約相手方の判断に委ねてしまっている。

契約の重要な部分であり、仕様書に明文化すべきものである。予算作成時に相手方と協議しているとはいえ、契約にあたって、契約当事者及び第三者からも理解しえる精度をもった仕様書となるよう改善を図られたい。